

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の第十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年一月七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
特定非営利 活動法人お おきな・わ	北葛城郡河合町 大輪田一五	でいおおき な・わ	北葛城郡河合 町大輪田一五	居宅介護 重度訪問介 護 行動支援	平成二十 六年一月 一日
株式会社大 阪きもの着 付学院	香芝市白鳳台二 一三三―一三	ハローサン	北葛城郡王寺 町畠田八―一 七七〇―一	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 六年一月 一日